

(仮称) 板橋区環境基本計画 2035

骨子案 (たたき台)

令和6年11月

板 橋 区

資源環境部環境政策課

目 次

1	計画の基本的事項.....	1
	(1) 計画策定の背景と基本的な考え方.....	1
	(2) 計画の位置づけ.....	3
	(3) 計画の期間.....	3
2	区的环境を取り巻く現状.....	4
	(1) 国内外の動向.....	4
	(2) 区の現状と特性.....	9
	(3) 課題.....	16
3	将来像と6つの基本目標.....	17
	(1) 将来像.....	17
	(2) 基本目標.....	18
4	施策の方向性.....	19
	(1) ゼロカーボンいたばし 2050 の実現.....	19
	(2) 気候変動に備えるまちの実現.....	19
	(3) 資源を大切にす循環型都市の実現.....	20
	(4) きれいな空気、水、クリーンな住環境の実現.....	21
	(5) 自然の恵みと共生するまちの実現.....	21
	(6) 持続可能な未来を担う人づくり.....	22
5	推進体制・進捗管理の考え方.....	22
	【参考資料1】用語解説.....	23

○文中で使われている専門用語などは「参考資料1 用語解説」に解説を記載しています。
該当する言葉については、初出の際に*を表示しています。

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景と基本的な考え方

様々な公害問題が社会問題化していた昭和 40（1965）年に、23 区にさきがけ公害問題を端とする係を設置することでスタートした板橋区の環境行政は、その後 60 年にわたり、時代の変化に合わせて発展してきました。

1980～90 年代にかけて、オゾン層破壊や地球温暖化問題、資源の大量消費と廃棄物の増加など、公害にとどまらない様々な環境問題が顕在化し、「持続可能な開発」という新しい概念が提唱され始めた中で、板橋区は平成 5（1993）年 4 月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行いました。これを受け、平成 7（1995）年にエコポリスセンターを開設、平成 11（1999）年に「板橋区環境基本計画」を策定し、広く環境行政を進める体制を整え、区民・事業者と区が協働して環境保全の取組を進めてきました。

その後、板橋区環境基本計画の改定を重ねるとともに、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など個別の課題に対する取組も充実させてきました。

平成 28（2016）年には、「板橋区環境基本計画 2025」を策定し、東日本大震災後の省エネルギーへの取組や再生可能エネルギー導入加速化、人口減少社会への移行などの変化を受け、ICT*などの先端技術を活用して、安全、便利な暮らしや経済活動の実現をめざす“スマートシティ*”の視点を取り入れ、取組をさらに発展させてきました。

この間、国内外における環境を取り巻く状況は大きく変化しており、持続可能な開発目標(SDGs)*をはじめ、気候変動や海洋プラスチックごみ問題等、地球規模での環境問題に対する取組が活発化しています。

板橋区は、令和 4（2022）年に、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を宣言するとともに、内閣府による「SDGs 未来都市」の選定を受けた未来志向の持続可能なまちづくりを進めています。また、令和 6（2024）年 4 月には、プラスチックの資源回収を開始しました。

世界は今、気候変動、生物多様性*の損失、汚染の「3つの危機」に直面しているとされます。区民の生活や事業者の活動における多様な課題に対し、区民・事業者・区等の多様な主体が連携・協力して、環境にやさしいライフスタイルの実践、温室効果ガスの削減や資源の有効活用による環境負荷の低減等、さらなる取組を進め、持続可能な社会を築くことが求められています。

今般、自然と人が共生する板橋区を未来の次世代に引き継いでいくため、次の考え方に基づき「(仮称)板橋区環境基本計画 2035」を策定するものです。

<策定の基本的な考え方>

- (1) 同時に策定を進める次期基本計画と整合を図ります。
- (2) SDGs 未来都市として SDGs の目標年次である 2030 年を見据えつつ、ゼロカーボンシティいたばし 2050 及びスマートシティの実現をめざします。
- (3) 地球温暖化対策、気候変動適応、生物多様性、環境教育をはじめとする環境・ゼロカーボン・スマートシティ政策に係る中長期的な施策を示す総合的な基本計画とします。併せて短期的なアクションプランを盛り込み、これを適宜改訂していきます。

※本計画の対象とする「みどり」について

本計画の対象とする「みどり」は、いたばしグリーンプランとの整合性を図り、樹林や樹木など植物としての緑、公園や緑地などのオープンスペースや農のみどり、河川の水辺や湧水、鳥や昆虫などの自然要素も含んだ、広い範囲のみどりです。

板橋区における環境への取組の主な経緯

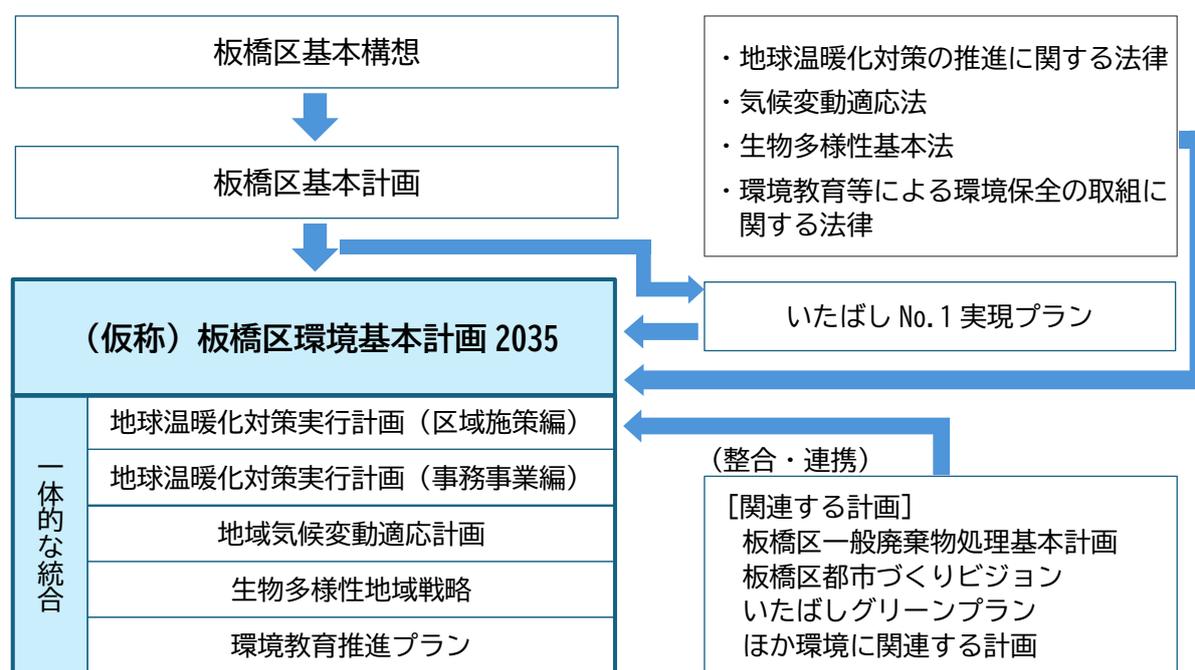
昭和40年代 ・ ・ ・	○公害行政の展開 昭和40（1965） 23区にさきがけ、建築課の中に公害係設置 昭和44（1969） 公害事務の委任を受け公害課 設置 昭和50（1975） 板橋区検査センター完成、環境監視システム、公害分析室を設置 昭和60（1985） 建設環境部公害対策課 発足
平成初期	○昭和時代の公害行政から「環境行政」への転換 平成4（1992） 「板橋区リサイクル条例」制定 平成5（1993） エコポリス板橋環境都市宣言 平成6（1994） 「アジェンダ21いたばし」策定 平成7（1995） エコポリスセンター開設 平成9（1997） 板橋区資源環境審議会 設置
平成10年代 ・ ・ ・	○区民・事業者・区の協働による幅広い取組の展開 平成11（1999） 「板橋区環境基本計画」策定 // 「エコポリス板橋クリーン条例」制定 平成12（2000） 板橋区環境白書の発行（第1回） // 「板橋区一般廃棄物処理基本計画」「板橋区地球温暖化対策推進実行計画」策定 平成13（2001） 「エコポリス板橋環境行動会議」設立 平成17（2005） 板橋エコアクション（IEA）創設 平成19（2007） 「板橋区環境教育推進プラン」策定 平成20（2008） 「板橋区環境教育ハンドブック」作成 平成21（2009） 「板橋区環境基本計画（第二次）」策定 // I C L E I 世界大会に参加 平成23（2011） 「板橋かたつむり運動」の開始 平成28（2016） 「板橋区環境基本計画2025」策定 // 「板橋区環境教育推進プラン2025」策定 平成29（2017） 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」策定
令和 ・ ・	○未来志向の持続可能なまちづくりへ 令和3（2021） 「板橋区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定 令和4（2022） 「ゼロカーボンいたばし2050」表明 「板橋区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定 // SDGs 未来都市に選定 令和5（2023） (仮称) 板橋区環境基本計画2035 検討開始 令和6（2024） プラスチック資源回収開始

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画」で示された施策を環境面から具体化するとともに、国や都の計画及び「いたばし No.1 実現プラン」や区の関連個別計画と総合的に連携を図っていくものです。

また、本計画で描く環境の将来像の実現にあたっては、区民・事業者・区のすべての主体が、それぞれの立場あるいは協働で環境に配慮した取組を進める必要があることから、板橋区の環境の保全に関する総合的かつ長期的な方針を示す計画となります。

さらに、本計画には、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性地域戦略」、「環境教育推進プラン」を含みます。



計画の位置づけ

(3) 計画の期間

区の総合計画である次期板橋区基本計画の計画期間と整合を図り、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの概ね10年間とします。

2 区的环境を取り巻く現状

(1) 国内外の動向

①持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、その中に示された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会をめざし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

地方自治体の環境政策においても、気候変動、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）、陸域の生態系等、環境に関わりの深い分野を核としながら、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められます。



持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

②「第六次環境基本計画」（令和 6（2024）年 5 月閣議決定）

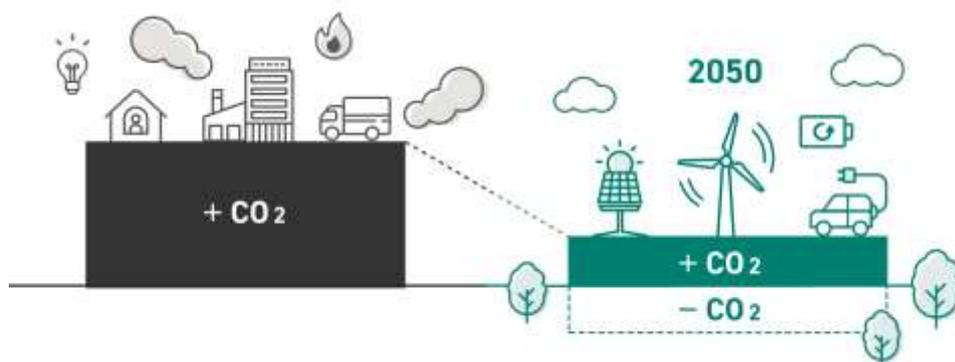
国は、第一次環境基本計画策定から 30 年という節目に第六次環境基本計画を閣議決定しました。「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング*／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、現在、直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

③脱炭素・気候変動対策 ～2050年までのカーボンニュートラル*の実現～

国は、令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、地球温暖化対策計画において「2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」こと掲げました。さらに、これを実現していくために、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」や、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するための「GX*（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針」などを定め、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きを加速させています。

東京都は、2050年ゼロエミッション*の実現に向け、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」を表明し、省エネ、再エネ等の拡大、天然資源消費量削減、再生可能資源の利用を、時間軸も踏まえながら強力に展開しています。

板橋区においては、令和4（2022）年1月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし2050」を表明し、取組を進めています。



カーボンニュートラルの概念

（環境省「脱炭素ポータル」より）

④循環型社会

令和6（2024）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）*への移行が大きく打ち出されました。

「循環経済」への移行は、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するとされています。



循環型社会のドライビングフォースである循環経済



循環経済

（「第五次循環型社会形成推進基本計画 概要」より）

⑤生物多様性

愛知目標*の後継となる、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」*が令和4（2022）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において採択されました。これに対応し、国は令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」、東京都は令和5（2023）年4月に「生物多様性地域戦略」をそれぞれ策定し、2030年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を掲げています。

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味しており、これを実現していくために、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことが求められています。

生物多様性国家戦略2023-2030	東京都生物多様性地域戦略
<p>◆長期目標としての2050年ビジョン</p> <p>『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会</p> <p>◆ 2030年に向けた目標</p> <p>ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる</p>	<p>◆基本理念</p> <p>自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す</p> <p>◆ 2030年目標</p> <p>自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現</p>

国及び東京都の生物多様性に関する目標

⑥板橋区における近年の動き ～未来志向の持続可能なまちづくりへ～

板橋区は、板橋区環境基本計画 2025 及び関連する計画に沿って様々な取組を進めつつ、国内外の動向を捉え、新たな動きとして「ゼロカーボンいたばし 2050」の表明、SDGs 未来都市への選定などを通じて、未来志向の持続可能なまちづくりに向け更なる取組を進めています。

ア 「ゼロカーボンいたばし 2050」表明

「ゼロカーボンシティ」は、2050 年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることをめざす旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のことで、令和 6 (2024) 年 9 月現在、全国 1,122 の自治体が表明しています。

板橋区では、令和 4 (2022) 年 1 月に、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことを表明しました。



ゼロカーボン
いたばし 2050
for Carbon eq to 2050

近年、世界中で地球温暖化による異常気象が発生し、日本においても、これまで経験したことのない集中豪雨や強大化した台風などにより、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化が進むと、その影響は様々な場面で顕在化し、ますます深刻化していくことが科学的に示されており、世界は今、気候非常事態に直面しています。

板橋区は、人と緑を未来へつなぐスマートシティを推進し、持続可能な社会を構築するため、気候非常事態を宣言し、あらゆる主体と連携・協働して社会全体の自主的な行動変容を促すとともに、エコロジー、エネルギー、エコノミーが調和した取組により、2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすことをここに表明します。

- 1 エネルギーの効率的な利用をすすめ、再生可能エネルギーを最大限活用するまちづくりに貢献します。
- 2 環境配慮型製品やサービスの普及に努め、取りある資源の循環的な利用をすすめます。
- 3 持続可能な森林の整備と適正に管理された森林資源の活用を推進するとともに、緑と調和したまちづくりに取り組みます。
- 4 スマートインフラやデジタルトランスフォーメーションを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な活動を実施します。
- 5 区民・事業者をはじめとしたオール板橋の協働により、気候変動の影響による被害を防止・軽減し、安心・安全な社会の構築に貢献します。

令和 4 年 1 月 26 日 板橋区長

坂本 健

ゼロカーボンいたばし 2050

イ SDG s 未来都市

SDG s の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を内閣府が認定する制度により、板橋区は令和4（2022）年に「SDG s 未来都市」に選定されました。

「絵本のまち」を軸に、交流とにぎわい・子育てしやすい環境を創出することによって、若い世代の定住化促進と、いつまでも元気に活躍し、学びと緑豊かな環境を創造しながら未来へ継承し続けるまちの実現に向けた取組を展開するとともに、新しい技術や価値を取り入れながら、SDG s のめざす未来志向の持続可能なまちづくりを推進しています。

環境面については、「自然と文化にあふれる公園・学校を軸としたまちづくり」を取組の方向性に掲げ、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の加速、緑豊かで子育てしやすい環境整備、公園や学校を中心としたまちづくりを推進しています。

【2030年のビジョン】

絵本がつなぐ「ものづくり」と「文化」のまち
～子育てのしやすさが定住を生む教育環境都市～

【経済面】若い世代の定住化
ものづくりと文化・子育てが
活気を生むまち

【社会面】健康長寿のまちづくり
みんなが元気で暮らしやすいまち

【環境面】

水と緑を生かし安心・安全で住み続けられるまち

水と緑やきれいな空気に囲まれ、生物の多様性が保全されるなど、人と環境が共生するまち「エコポリス板橋」及び2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、区民や事業者・団体などの地域の各主体が「オール板橋」で協働・連携しています。

また、安全面や快適性などにも配慮しながら、情緒あるまちなみと公園や美しい景観を緑でつなぎ、未来へつなぐまちづくりが地域で進んでいます。

<これからの取組の方向性>

自然と文化にあふれる公園・学校を軸としたまちづくり

○ゼロカーボンシティ実現に向けた取組の加速によって、温室効果ガスを2013年度比で30%削減します。

○緑豊かで子育てしやすい環境整備、公園や学校を中心としたまちづくりを進め、30～49歳の自然環境・公園に対する満足度を高めます。

SDG s 未来都市計画の概要

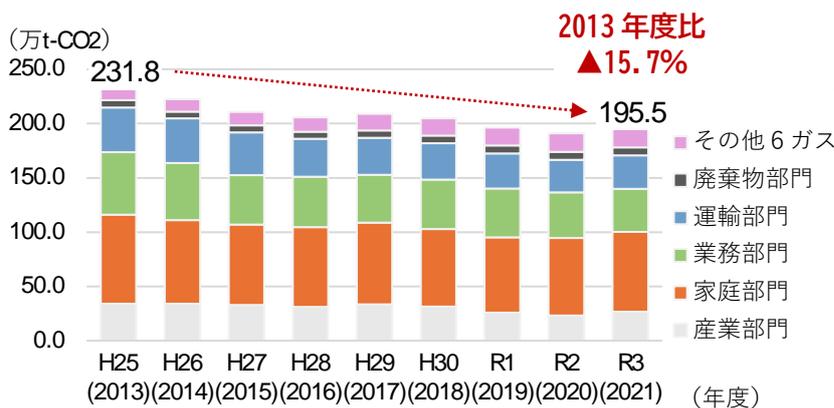
(2) 区の現状と特性

①脱炭素

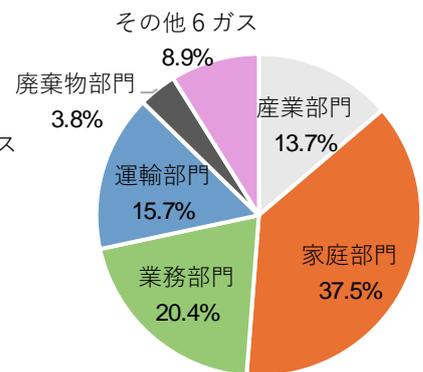
温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は平成 25 (2013) 年度比で削減が進んでいるものの、全体の約 4 割を占める家庭部門の削減は他部門と比較して停滞

区内の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量は、ともに平成 25 (2013) 年度より減少しています。令和 3 (2021) 年度の温室効果ガス排出量 (2021) は、平成 25 (2013) 年度比で 15.7%減少、エネルギー消費量は同 13.3%減少しています。しかし、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量の約 4 割を家庭部門が占めている板橋区では、コロナ禍における在宅時間の増加を背景に、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量とも令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度にかけ増加しています。

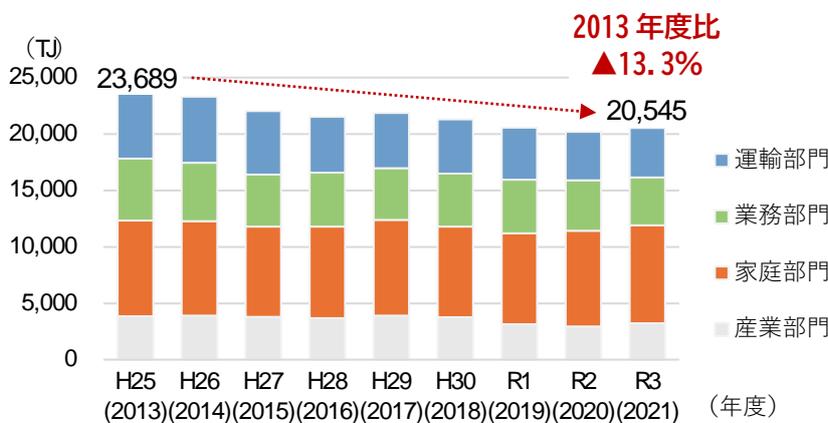
また、家庭部門については、温室効果ガス排出量が平成 25 (2013) 年度比で 10.6%減にとどまっています。世帯当たりエネルギー消費量が同 6.5%に減にとどまっていることに加え、世帯数が増加していることも影響し、他部門と比較してエネルギー消費量、温室効果ガス排出量は削減が進んでいない状況にあります。



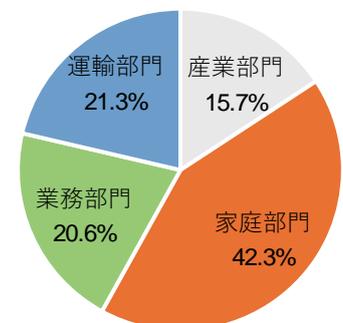
区内温室効果ガス排出量



令和 3 (2021) 年度構成比



区内エネルギー消費量排出量



令和 3 (2021) 年度構成比

(「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より)

②気候変動適応

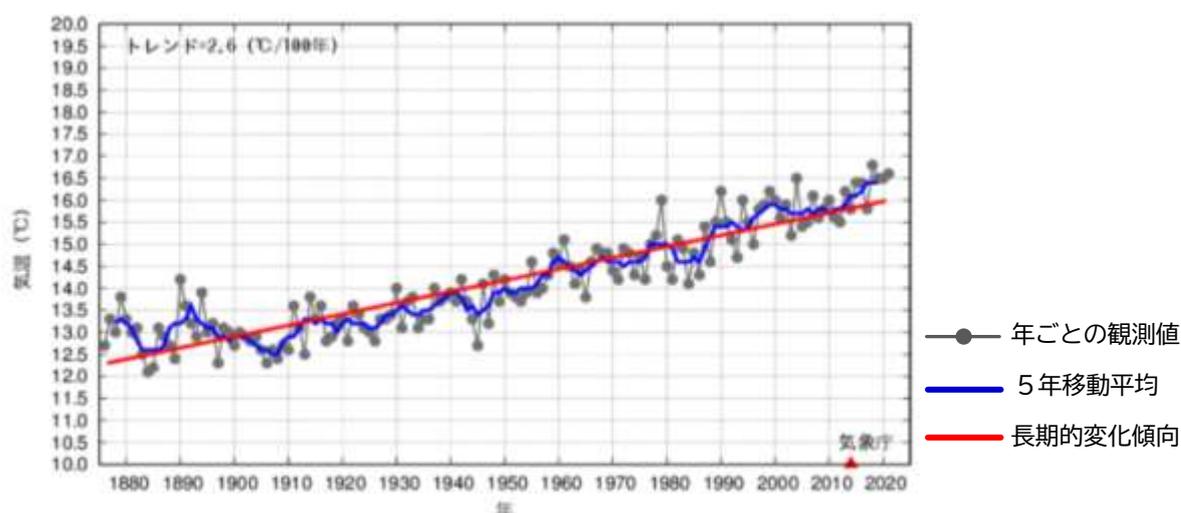
【これまでの変化】年平均気温が上昇傾向
【将来の変化予測】気温は現在よりも上昇、真夏日・猛暑日・熱帯夜、短時間強雨が増加する予測

ア これまでの変化

板橋区を含む東京都の年平均気温は上昇傾向にあり、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあります

降水量は、年による増減が大きく、明確な変化傾向は見られません。

また、昭和 55 (1980) 年から令和元 (2019) 年までの 40 年間の観測データによると、台風の接近数が増加傾向にあります。加えて、強い強度の台風の接近頻度が増えているとともに、移動速度が遅くなっており、台風による影響時間が長くなっています。



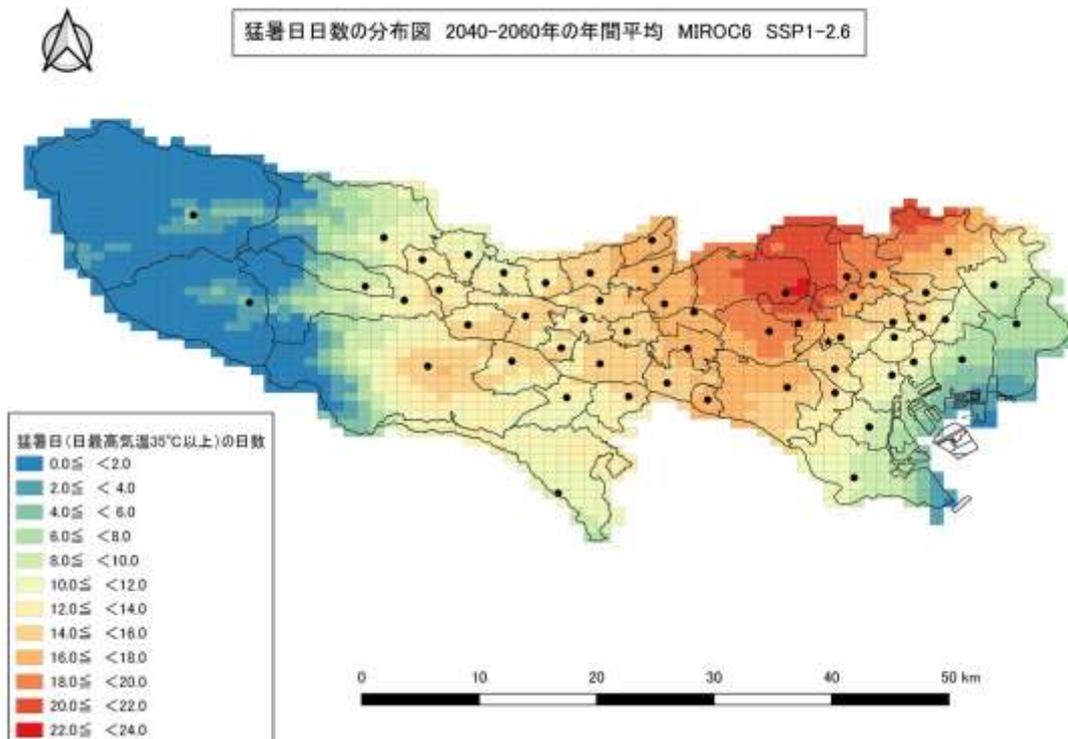
東京の年平均気温

(東京都気候変動適応センターホームページより)

イ 将来の変化予測

現在よりも気温が上昇すると予測されており、真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加すると予測されています。気象庁等が行ったシミュレーションでは、現時点を超える地球温暖化対策が行われなかったケースでは猛暑日が 31 日程度増加するという結果が示されています。これらの変化は、熱中症発症リスクの増加をはじめ、睡眠の質の低下やだるさ、疲労感などの身体機能の低下や心身ストレスなど、健康に広く影響することが懸念されています。

また、短時間強雨の増加、個々の短時間強雨の深刻化や、台風に伴う非常に激しい降水の頻度の増加も予測されています。その影響として、浸水被害の甚大化や頻発化が想定されます。



猛暑日日数の分布図 (2040-2060 年の年間平均)

(東京都気候変動適応センターホームページより)

21 世紀末の猛暑日や熱帯夜などの変化

	2℃上昇シナリオ	4℃上昇シナリオ
猛暑日	6 日程度増加 ↑	31 日程度増加 ↑
真夏日	18 日程度増加 ↑	60 日程度増加 ↑
熱帯夜	14 日程度増加 ↑	58 日程度増加 ↑
冬日	16 日程度減少 ↓	37 日程度減少 ↓

(東京管区気象台「東京都の気候変化」より)

③資源循環

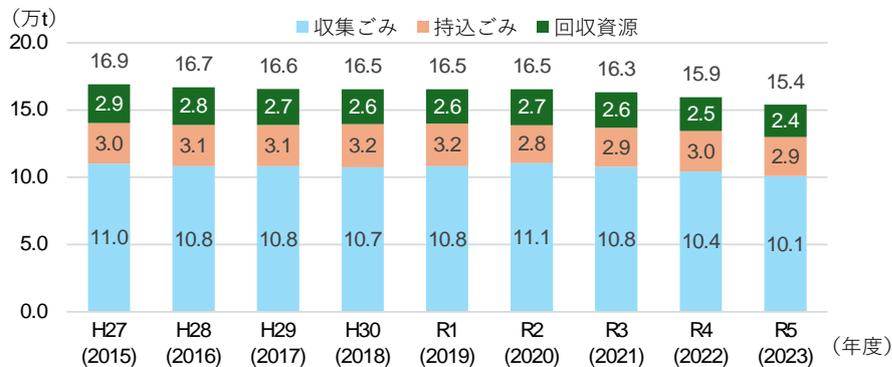
ごみの総排出量、区民一人当たりの一日のごみ排出量は減少傾向

区内のごみの総排出量は緩やかに減少しています。

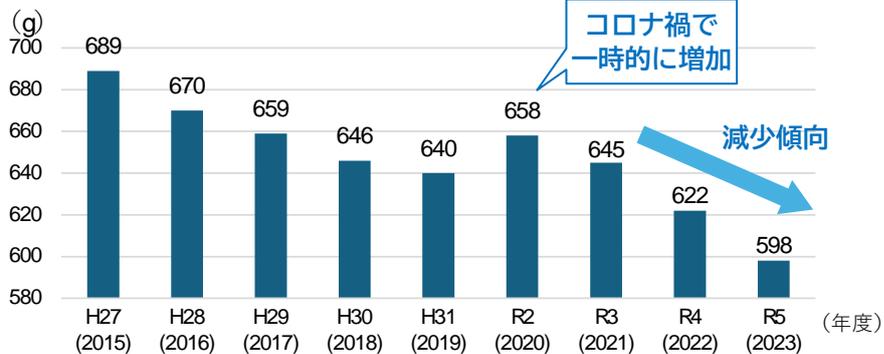
区民一人当たりの一日のごみ排出量を見ると、コロナ禍による生活様式の変化で令和2（2020）年度に一時的な増加がみられたものの、その後再び減少に転じ、着実に減少しています。

「板橋かたつむり運動」の推進をはじめ、資源回収の取組も活発に行われているものの、デジタル化の進展による新聞・雑誌類の減少など、ごみの排出状況が変化していることなどを背景に、リサイクル率はおおむね横ばいで推移しています。

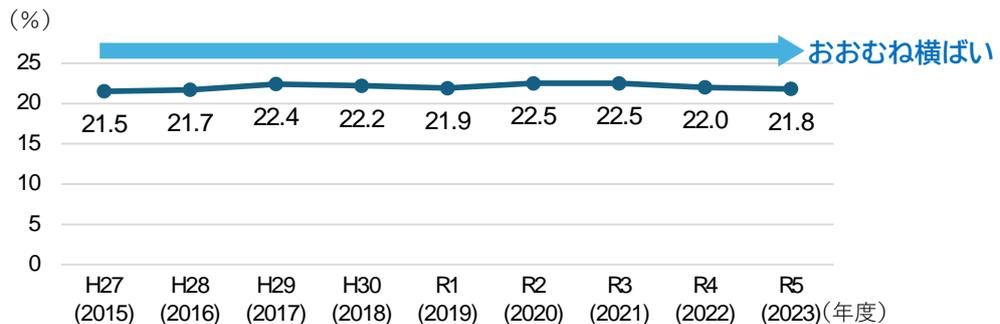
資源循環を押し進めていくため、板橋区は新たに令和6（2024）年4月から「可燃ごみ」として収集していたプラスチックを「資源」として回収する取組を始めています。



ごみの総排出量



区民一人当たりの一日のごみ排出量



リサイクル率※ ※ 資源化量（中間処理後の資源化量を含む）
 ÷ ごみ総排出量（回収資源を含む）

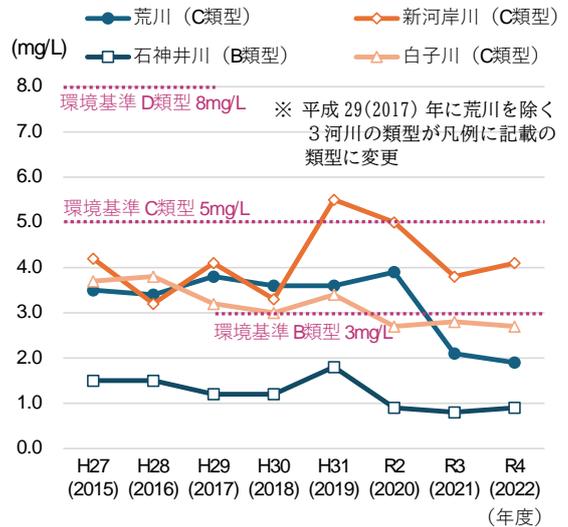
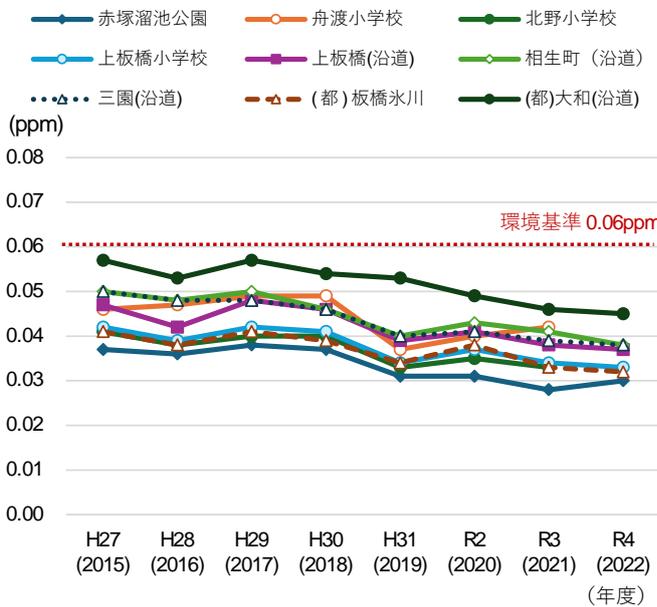
④生活環境

大気環境、河川の水質とも概ね良好な状態を維持
 道路交通、建設作業等からの騒音が課題

区内の大気環境は、光化学スモッグの要因となるオキシダントを除き、全ての項目で環境基準を達成しており、二酸化窒素などの汚染物質の濃度も低下傾向にあります。区内4河川の水質についても、生活環境項目のうち一部を除き環境基準を達成しています。

一方、道路交通による騒音の環境基準達成率は8割前後で推移しており、依然として未達成の地点があります。

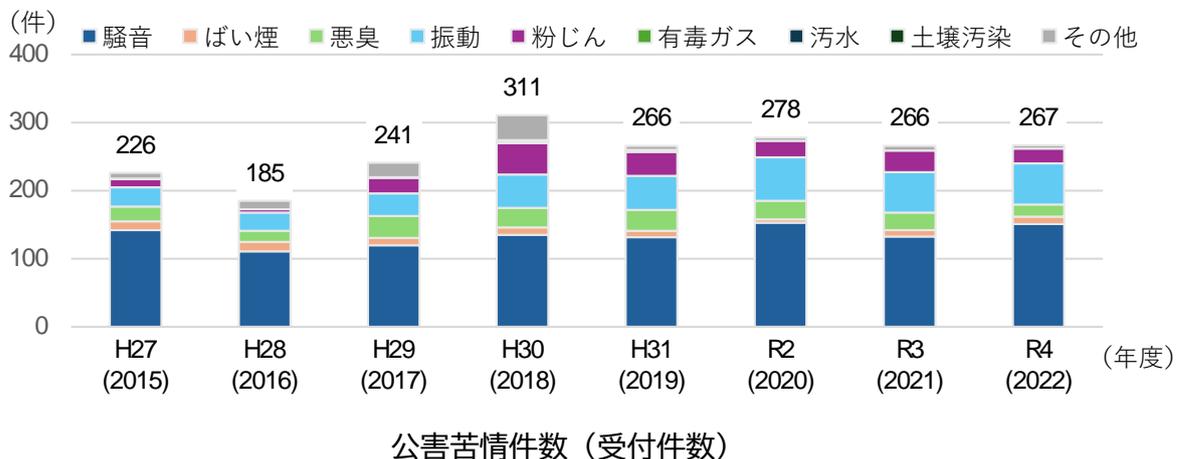
また、公害苦情の受付件数をみると、建設作業から発生する騒音に関するものが多く、年間100件以上で推移しており、課題となっています。



【大気】二酸化窒素濃度 (98%値)

【水質】河川のBOD※ 75%値

※ 生物化学的酸素要求量 (水中の有機物の代表的な汚染指標)



⑤自然環境

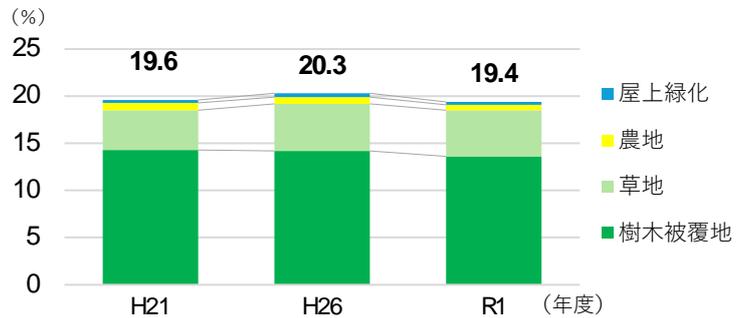
緑被率※は、平成 21（2009）年度以降、徐々に減少しているものの、湧水も多く残されているなど、多様なみどりの環境が存在

※緑被率：緑被地面積（樹木被覆地、草地、農地、屋上緑化）の区面積に占める割合

区内には、崖線上の樹林地と湧水、約 400 か所もの公園、台地上に残る農地、荒川・新河岸川・石神井川・白子川とその水辺など、多様なみどりの環境が存在しており、道路、斜面地に沿って帯状にみどりが連なっていることが特徴の一つとなっています。

区内の緑被率（令和元（2019）年度）は 19.4%です。平成 21（2009）年度からの 10 年間で 0.2 ポイント・約 7ha 減少しています。減少の主な要因は、建築に伴う緑被地面積の減少です。

台地と低地の境に 30 か所もの湧水が現存していることも、板橋区の特徴の一つとなっています。



緑被率の推移

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（X）報告書」より）

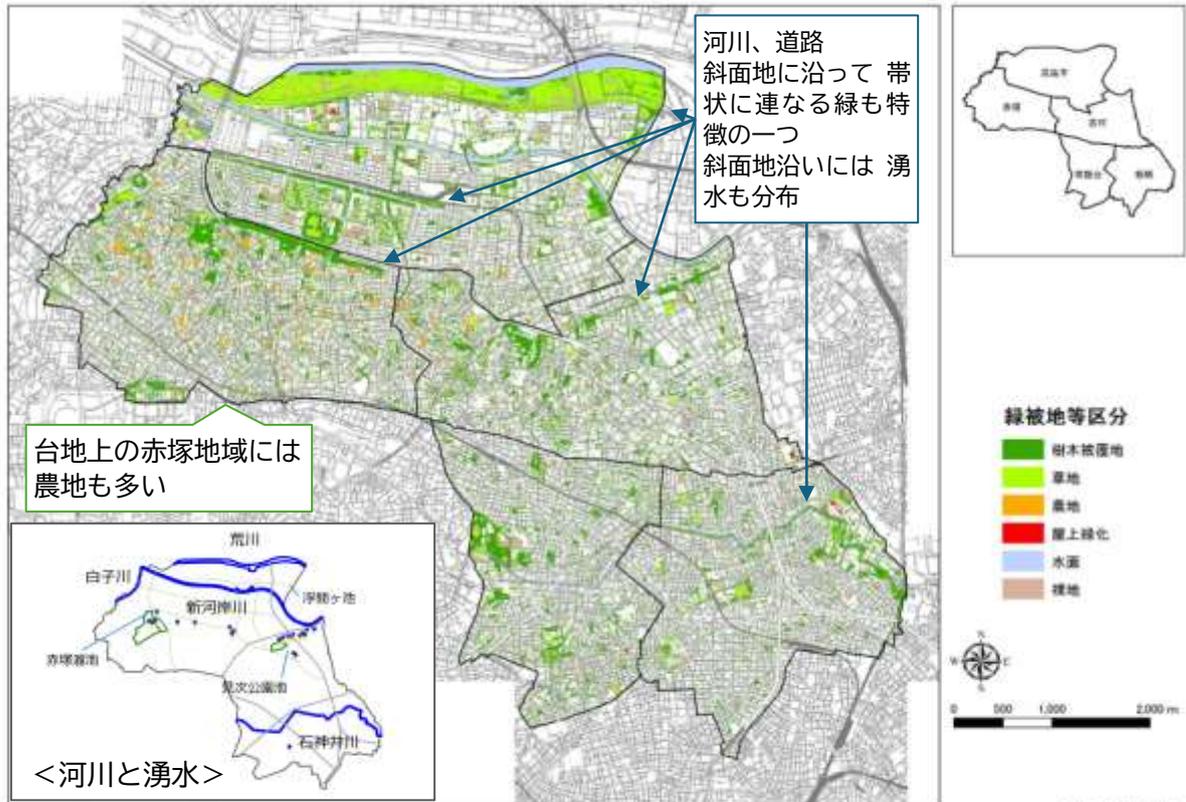


図 4-7 緑被分布図

緑被地の分布

（「板橋区緑地・樹木の実態調査（X）報告書」より）

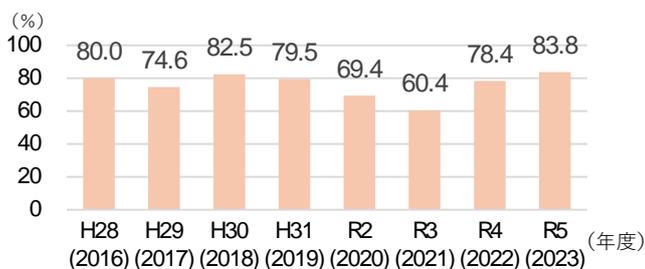
⑥学びと協創

エコポリスセンター事業、教育現場における環境学習を中心に、多層的に環境教育、人材育成、連携・協働を展開

ア 学び

板橋区は、拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、環境関連の講座やイベント、学校や地域へ出かけ実施する出前講座などを展開してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前のような形で環境講座、イベントを開催できなかった令和2～3（2020～2021）年度に、環境講座参加者数等が大きく減少したものの、徐々に以前の水準に戻りつつあります。

学校などの教育現場では、ESD*（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の考え方を重視し、板橋区が独自に開発した保幼小中一貫環境教育カリキュラムに基づいて、保幼小中一貫型の環境学習を推進しています。



環境教育プログラム利用校（園）の推移



エコポリスセンター

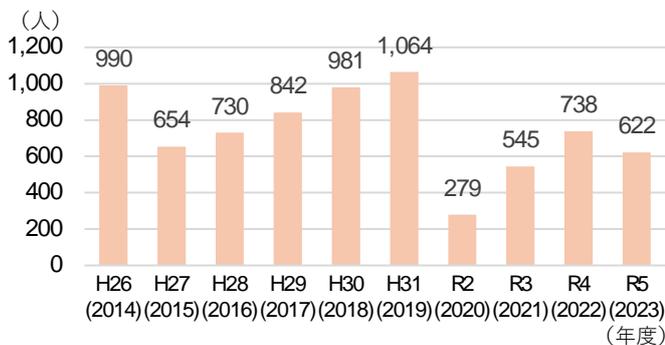
イ 協創（パートナーシップ）

区民団体（エコポリス板橋環境行動会議、環境活動団体）と区の協働をはじめ、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティア、大学など、様々な主体との連携・協働により、様々な普及啓発活動、環境保全活動を推進しています。

これらの活動も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種キャンペーンへの参加者数やエコポリスセンターの事業に協力するボランティア参加者数、環境学習講師派遣人数は一時落ち込んだものの、徐々に復調傾向にあります。一方で、環境登録団体は、構成員の高齢化などを背景に減少が続いています。



環境なんでも見本市



エコポリスセンター事業へのボランティア等参加者数の推移

(3) 課題

①計画全体に関わる課題

調整中

②分野ごとの課題

調整中

3 将来像と6つの基本目標

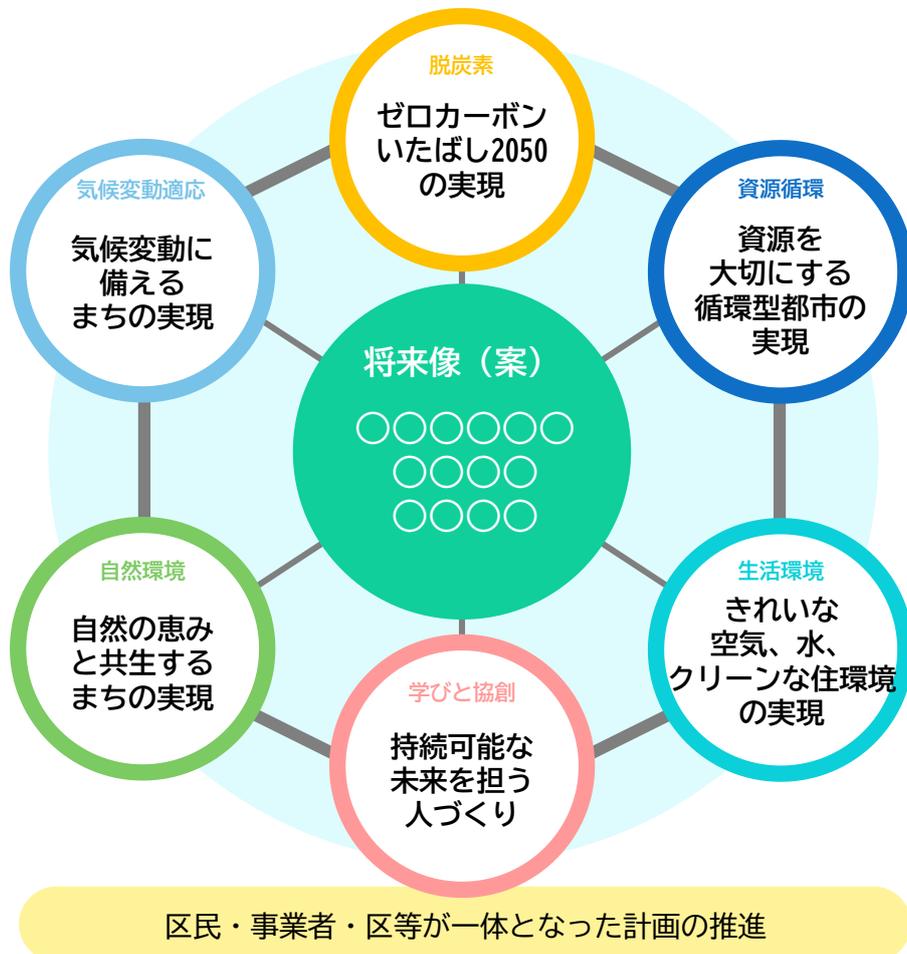
(1) 将来像

めざす将来像

昭和40年代の公害問題に端を発した板橋区における環境への取組は、区民、事業者、区の協働の下、地球温暖化対策、ごみの発生抑制と資源循環、環境教育など様々な課題の解決に向け、取組の幅を広げ、さらに持続可能な社会の構築をめざし発展を続けてきました。

いま、気候変動、資源循環、生物多様性をはじめ、近年の環境問題は相互に絡み合い、地域から地球全体まで広範な影響を及ぼしています。

こうした板橋区の環境の保全に関する課題や方策を踏まえ、10年後の将来像として、個々の区民・事業者が、環境に関する理解や取組みに係る主体性を一層高め、区民生活を送り、また、事業活動を展開する中で地域の恵み豊かな環境を保全し、一人ひとりが幸せを実感した社会（＝環境に関する持続可能な社会）を築いていくことをめざします。



(2) 基本目標

将来像の実現に向け、区民・事業者・区の協働により、相互に関連する気候変動対策（緩和（脱炭素）と適応）、資源循環、自然環境（生物多様性）の課題に取り組むとともに、基盤となる生活環境を保全します。そして、これらすべての取組を支える人づくりを進めます。

基本目標1 ゼロカーボンいたばし 2050 の実現

脱炭素

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすゼロカーボンの実現に向けて、区民・事業者・区等が一体となって、区民生活・事業活動及びまちづくりの中で、省エネルギーとエネルギーの効率的な利用、再生可能エネルギーの利用に取り組み、着実に温室効果ガス排出量を減らしていきます。

基本目標2 気候変動に備えるまちの実現

気候変動適応

平均気温の上昇、真夏日・猛暑日の増加、豪雨の頻発等、地球の気象の変化が激しくなっている中で、気候変動に備え、安心して暮らせるまちをめざして、暑さ対策、風水害に対する防災・減災、区民の健康などにおける備えを進めていきます。

基本目標3 資源を大切に作る循環型都市の実現

資源循環

環境と経済のバランスに配慮した、循環型都市をめざして、ごみとなるものをできる限り減らし、再生利用しやすい製品を選ぶとともに、再資源化可能なものやリユースできるものは資源として循環させる暮らし、事業活動を促進していきます。

基本目標4 きれいな空気、水、クリーンな住環境の実現

生活環境

安全で安心して暮らせる生活環境の実現に向けて、大気汚染や水質汚濁、騒音等への対策を進めます。

基本目標5 自然の恵みと共生するまちの実現

自然環境

市街地化が進んでいる板橋区において、自然の恵みと共生するまちをめざして、動物や植物等の生物と、それを支えるみどり（崖線のみどりや自然とふれあえる公園や農地、河川、湧水など）が調和する生物多様性を保全・回復していきます。

基本目標6 持続可能な未来を担う人づくり

学びと協創

予測のつかない未来を生き抜き、持続可能な社会を実現する力を持つ人づくりをめざして、区民・事業者・区等が連携し、環境について興味や関心をもって継続して学び、環境問題や課題に主体的に行動できる人づくりに取り組むとともに、学び・実践の裾野を広げるネットワークづくりを進めていきます。

4 施策の方向性

(1) ゼロカーボンいたばし 2050 の実現

脱炭素

板橋区においては、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量の約6割が、家庭と事業所からの排出が占めています。「ゼロカーボンいたばし 2050」（令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ）を実現するために、区民生活、区役所を含む事業活動の脱炭素化を進めていくとともに、地域全体でエネルギーの効率的利用をはじめとした環境に配慮したまちづくりに取り組みます。

①区民生活・事業活動の省エネ・再エネ利用促進

個々の家庭や事業所において省エネルギーを更に推進していくとともに、太陽光発電をはじめとした設備の導入や、再生可能エネルギーの利用を拡大していきます。また、家庭や事業所で使用する機器の高効率化、ZEH*・ZEB*の普及を促進し、住宅・建物のゼロエミッション化を進めていきます。

②ゼロカーボンに貢献するまちづくりの推進

再開発や地域再生などのまちづくりの機会を捉えながら、街区・地区単位での環境負荷の低減やエネルギーの効率的利用を進め、環境まちづくりを促進します。

また、だれもが移動しやすいまちづくりを推進することで、公共交通やコミュニティサイクル、自転車・徒歩などの環境にやさしい移動手段の活用を促進させる環境負荷を低減する交通環境づくりにも取り組みます。

板橋区（役所）においては、区有施設のゼロエミッション化、再エネ 100%電力の導入推進、ZEV*の導入推進などのゼロカーボンに向けた取組を率先的に進めていきます。

また、廃棄物からのCO₂削減につながるプラスチック・スマートを推進するとともに、環境マネジメントシステムの運用を通じ、区の事務事業全体の環境負荷低減に努めます。

③スマートシティの推進

国の第六次環境基本計画において、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指す理念に鑑み、今後普及が見込まれるペロブスカイト太陽電池をはじめとする先進技術の活用や、環境の視点でGX（グリーントランスフォーメーション）・DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組みを推進し、暮らしやすいまちづくりをめざします。

(2) 気候変動に備えるまちの実現

気候変動適応

脱炭素の取組を通じて二酸化炭素排出量の削減を進めると同時に、すでに顕在化している気候変動の影響、今後生じると予測されている影響に備える「適応策*」を進めていくことが必要です。

板橋区を含む都内で見込まれる気温の上昇とこれに伴う猛暑日、真夏日、熱帯夜の増加

が懸念されています。また、短時間強雨の増加、台風に伴う非常に激しい降水の頻度の増加など風水害のリスクの増加も予測されています。

これらへの対策を中心に、気候変動への適応策を推進します。

①気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策等）

夏季の暑さによる熱中症をはじめとする健康被害を防止していくため、断熱などによる暑熱環境の緩和、建物や地表面の温度上昇を緩和する効果が期待されるみどりの確保、公共施設や民間施設と協力した暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定など、暑さをしのぎ、和らげる環境づくりを進めます。

また、熱中症予防に関する情報発信、高齢者・子ども等の熱中症になりやすい方のための対策推進など、区民の健康に関わる適応策を進めていきます。

②気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）

風水害のリスクの増加に備え、都市型水害対策、土砂災害対策など風水害に強いまちづくりを進めるとともに、水害・土砂災害リスクに対する区民や事業者の備えを促していきます。

（3）資源を大切にす循環型都市の実現

資源循環

ごみとなるものをできる限り減らし、資源として有効活用する循環型都市は、区民の消費行動、事業者の生産・流通を相互に持続可能なものに変えていくこと、資源を分別し有効に活用していくこと、ごみとして排出されたものを適正に処理することを同時に進めていくことが必要です。

そのことを念頭に置き、区民の3R行動（リデュース・リユース・リサイクル）を定着させていくとともに、ごみの発生抑制・資源循環の取組を進めます。

①区民生活における3Rの推進

「板橋かたつむり運動」の展開、ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発などを通じ、区民生活における3Rを推進していきます。

②ごみの発生抑制・資源循環の推進

食品ロスなどごみの削減に関わる個別課題への対応を進めていくとともに、生産、流通、消費に関わる主体が協力して資源の回収、廃棄物の削減などに取り組む活動を促進していきます。

(4) きれいな空気、水、クリーンな住環境の実現

生活環境

大気環境、河川の水質を良好な状態で維持していくとともに、騒音、ポイ捨てや歩きたばこなど、多くの人が暮らし、活動する都市部特有の生活環境に関する問題への対策を進めていきます。

①良好な生活環境の確保

大気環境、河川の水質の監視、騒音等の都市生活型の公害の防止に向けた対策を継続していきます。また、アスベストをはじめ、区民の健康や環境に影響を及ぼす有害化学物質への対策を継続していきます。

②まちの美化の推進

暮らし、訪れるあらゆる人にとって快適に過ごせるまちとしていくため、ポイ捨てや歩きたばこなどの防止に向けた路上での喫煙マナーの普及啓発、公衆喫煙所設置等の対策、板橋クリーン作戦など地域と連携した美化活動を進めていきます。

(5) 自然の恵みと共生するまちの実現

自然環境

崖線に沿って残る樹林地や湧水、自然とふれあえる公園、農地、河川（荒川、新河岸川、石神井川、白子川）と水辺に沿って形成されるみどりの空間は、生物の生息・生育、移動の場となり、地域の生物多様性を支えています。

これらのみどりや水環境、そこに生息・生育する生物の保全・再生を進めるとともに、生物多様性に対する区民や事業者の理解を醸成していきます。

①みどりや水環境の保全・再生

公園・緑地の整備・管理などの取組とも連携しながら、生物の生息・生育環境となるみどりの保全・再生を進めていきます。これらの取組を通じ、雨水浸透を通じた湧水保全と浸水被害の軽減、暑熱の緩和などにつなげていきます。

また、希少な野生動植物の保全と外来種対策、自然環境情報の収集・分析・発信などを通じて、在来の生物、地域の生態系の保全を図っていきます。

②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用

生物多様性、生物多様性が抱える課題（危機）に対する区民、事業者の理解を醸成し、課題に対応する行動へとつなげていくため、区内のみどりを活用しながら、自然とのふれあい、体験を大切にしたい普及啓発、環境学習などに取り組みます。

また、衣食住が様々な生物資源に支えられていることをはじめ、生物多様性から私たちが得ている様々な恵み（生態系サービス）を区民・事業者が認識し、生物多様性に配慮した消費行動・事業活動を進めていくことを促すため、情報発信、普及啓発に取り組みます。

(6) 持続可能な未来を担う人づくり

学びと協創

環境問題や課題に主体的に行動できる人づくりを進めていくためには、体験から学び、そこで得た疑問を自ら調べ解決策を考えることを促していくことが重要です。

また、そのために、教育機関、環境活動団体、事業者、行政などの主体が協働して取り組むこと、様々な主体が互いに問題意識を共有しながら連携・協働して取組のアイデアを具現化していくことができる仕組みづくりも重要です。

これらの点を念頭に置き、主体的に行動する人づくりと、協働の取組を進めます。

①主体的に行動する人づくり

学校、エコポリスセンター、自然とふれあえる公園や水辺などを拠点に、教育機関、環境活動団体、事業者、行政などが連携・協働して、体験・学びの場や機会をつくっていきます。また、主体的に環境保全活動を担う人材を育成するため、学校教育における環境教育の充実やエコポリスセンターの機能充実などに取り組みます。

②協働の取組促進

板橋区におけるこれまでの取組により蓄積されてきた協働の取組をさらに促進していきます。

また、持続的な活動を支えていくため、団体間の連携のコーディネートやマッチング、新しい取組の芽を育む主体間のネットワークづくりなどの支援体制の充実を図ります。

5 推進体制・進捗管理の考え方

板橋区資源環境審議会、庁内組織（「エコポリス板橋」推進本部）を中心に計画の進行管理を行うとともに、環境教育推進協議会及びエコポリス板橋環境行動会議と連携して施策、事業を推進します。

計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによる進行管理の継続し、指標を用いた中長期の成果の評価と、短期の活動状況の点検、「板橋区環境白書」による点検・評価結果の公表を行い、その結果を次の取組に反映、改善していきます。

【参考資料1】用語解説

愛知目標	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)(平成22(2010)年)で採択された2011~2020年の世界目標。2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標からなる。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念(厚生労働省)とされる。第六次環境基本計画では明確に定義をしていない。
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
昆明・モンリオール生物多様性枠組	2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021年以降の新たな国際目標。生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)(令和4(2022)年)で採択された。 2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット及びその他の関連要素から構成される。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれた。
持続可能な開発目標(SDGs)	平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。経済・社会・環境の3つの側面からとらえることができる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。 SDGsはSustainable Development Goalsの略。
循環経済(サーキュラーエコノミー)	従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念。地球上の生きものは40億年という歴史の中で様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが存在する。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしている。
スマートシティ	あらゆる社会インフラにICTなどの先端技術を活用してスマート化し、安心・安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現を

	めざすまちづくりの考え方。板橋区では、この考え方を基盤として、環境・防災/減災・健康/福祉・教育/保育などの側面を包括し、“板橋区らしいスマートシティの構築”を進めている。
ゼロエミッション	生産や消費に伴って発生する温室効果ガスをはじめとする廃棄物を別の産業が再利用することで最終的にゼロにすること。
適応策	気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする事。対症療法的な取り組みで、その具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などがあげられる。
E S D	Education for Sustainable Development の略。持続可能な開発のための教育。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくために、私たち一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育。
G X	グリーントランスフォーメーションの略。化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。
I C T	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。I T (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を I T、コンピューター技術の活用に着目する場合を I C T と、区別して用いる場合もある。国際的に I C T が定着していることなどから、日本でも近年 I C T が I T に代わる言葉として広まりつつある。
Z E B	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル の略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる建築物のことで、省エネ率・創エネ率について基準が設けられている。
Z E H	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。室内外の環境品質を低下させることなく、再生可能エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ、又は概ねゼロとなる住宅のことで、省エネ率・創エネ率に加え、外皮性能についても基準が設けられている。
Z E V	Zero Emission Vehicle の略。東京都では、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (E V)、燃料電池自動車 (F C V)、プラグインハイブリッド自動車 (P H V) を Z E V に位置付けている。

